

第七回 国会 運輸委員會 議 録 第三十三号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 稲田 直道君

理事 大西 頼夫君 理事 岡村 利右衛門君

理事 關谷 勝利君 理事 前田 郁君

理事 米窪 滿亮君 理事 林 百郎君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

尾崎 義一君 片岡 伊三郎君

黒澤 富次郎君 坪内 八郎君

島山 鶴吉君 満尾 君亮君

石野 久男君

出席政府委員

運輸事務官 荒木 茂久二君

(大臣官房長)

運輸事務官 岡田 修一君

(海運局長)

運輸局長 後藤 憲一君

(港務局長)

委員外の出席者

議員 川村 善八郎君

運輸事務官 松村 清之君

(港務局管理課長)

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

四月二十八日

委員黒澤富次郎君辞任につき、その補欠として川本末治君が議長の名指で委員に選任された。

同日

米窪滿亮君が理事に補欠当選した。

四月二十八日

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九〇六号)

の審査を委員会に付託された。

第一類第十二号

運輸委員會會議録第三十三号 昭和二十五年四月二十八日

本日の會議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠選任に関する件

港灣法案(内閣提出第一八七号)

○關谷委員長代理 委員長がお見えになりませんので、私がかわつて委員長職務を行います。

○關谷委員長代理 委員長がお見えになりませんので、私がかわつて委員長職務を行います。

本日議事に入ります前に、お諮りいたします。去る四月二十六日米窪滿亮君が委員を辞任いたしましたので、理事及び觀光小委員がそれと一人名欠員になりましたが、同君は再び運輸委員に選任になりました。従ひましてこの機会に米窪君を理事及び觀光小委員にそれと補欠選任いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○關谷委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○關谷委員長代理 これより港灣法案を議題といたし、審査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。尾崎末吉君。

○尾崎(末)委員 この法律案は、長い間、およそ一年半以上と思ひますが、前からの問題でありまして、これに對しましてはもうすでにあらゆる角度から研究をされ、論議されておりますので、なるべくこの質疑応答の明らかになつておるところのものは省略いたしまして、そしてすみやかにこの法律の成立を希望いたしますので、そういう観点から総括的質問と、この法案の中にあるところの要點だけを御質問申し上げてみたいと思ひのであります。

第一に伺つておきたい點は、この法律は法案の總則第一條にありますように「港灣管理者の設立による港灣の開発、利用及び管理の方法を定めることを目的とする」のであつて、その開発、利用及び管理に關しては、提案理由の説明のように、最大限の地方自治権を与える。そして國家的及び地方的利益に最も適合する形態の港灣管理者を設立するところの権能を、地方公共団体に与えるということであつて、従つてこの建前から政府の監督規制は、國家的利益を確保するための必要最小限度にとどめる。しかしながら港灣の開発責任を地方に移すことが、地方財政の不当な圧迫にならぬように、國の助成策を十分に積極的に講ずるのだといふ。

〔關谷委員長代理 退席、委員長着席〕

すなわち権能は地方公共団体が持つ。國は港灣の開発のために助成の立場を積極的にとることと、國家的利益を確保するための若干の監督規制をする。こういうふうな了承にいたしておるのであります。その點に關しまして、あらためて政府の御所見を伺つておきたいのであります。

○後藤政府委員 ただいま尾崎さんの

お話は、先般提案理由につきまして、運輸大臣が説明申し上げました趣旨を簡明に述べたものであります。従ひまして、またたくその通りで、私もそう信じてこの法案を提案いたしておるわけであります。

○尾崎(末)委員 その点よく了承いたしました。そこで二、三伺つておきたいのであります。この總則第一條の中に、「この法律は、港灣管理者の設立による港灣の開発、利用及び管理の方法を定めることを目的とする」ということになつておるのであります。そのあたりのところに、たとへますならば、今提案理由の説明を二部復唱いたしました。その提案の理由の中にも、港灣の管理、運営ということに述べられております。他の條項の中にも、管理、運営という文字が各所に出ておるのでありますから、これらのものと関連して考えますと、第一條にあるいわゆる管理という文字の中には、運営が多く含まれておるといふこと、なおその上に利用という文句が書かれておるのであります。この利用及び管理、この文句と他の箇所に出て参りますような管理運営ということとは同意義だ、こういうふうな解釈をしてよろしいのであるか、これを伺ひたいのであります。

○後藤政府委員 第一條に運営という言葉がないにかかわらず、他の條に運営という言葉がある点がいかにも奇怪に感ずるような感がありますけれども、運営とかあるいは経営とかいふ言葉の内容は、実は包括的に申すと非常にあいまいな點がある。それで利用及び管理という表現のうちに、運営という考えを含めて表現いたしております。その他の條章におきましては、運営というふうな表現によつて、意味が正確にとり得るところに使つておるわけでありまして、今お話の通り、利用及び管理というか、管理というところ、運営という觀念的に感じられますところの觀念が含まれておるといふもので、この表現を用いております。

○尾崎(末)委員 次に伺ひますのは、第四條第六項であります。運輸大臣又は都道府県知事は、予定港灣區域が、当該水域を經濟的に一体の港灣として管理運営するために必要最小限度の區域であつて、当該予定港灣區域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、且つ港灣法昭和二十三年法律第七十五号の港の區域の定めのあるものについては、その區域をこえないものでなければ、第四項の認可をすることができない。といふ、この中の当該予定港灣區域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益、これはこういうものを置かなければならぬのであるか。なぜかういふ事例を加えておるのであるか、その點についておしつつかない程度で御説明をお願いしたいと思います。

○後藤政府委員 この「隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず」といふことは、たとへばAという地方公共団体が一つの港域を予定

いたしまして、その港灣の管理体をつくるとして予定線を一応確保いたします。その予定線が、すぐその隣接します町村の前面の水域との境界線がはなはだ判然といたしませんのであります。が、常識的に考えてはみ出しておるとかいうような場合には、その隣接の町村といたしましては、やはり自分の利益を害されたというような考えを持つことなきにしもあらずだと思ひます。そういう点を考えまして、この隣接町村の利益というものを十分に尊重して、これを害してはならないという觀念を入れて、従つて一つの港灣を予定いたしました、これを確定いたしますまでは、一応お隣に迷惑をかけないというところが、実際の扱い方になるのじやなからうかと思ひます。こ

ういう隣近所に迷惑をかけてはならないという意味の、ごく常識的な意味での考え方をここにに入れておるわけなのであります。

○尾崎(末)委員 そうしますと、この文句は今おつしやつたように、関係の水域を持つ地方公共団体に迷惑をかけてはいけない、こういう程度のものであつて、これらのものが不当に自分の団体の権限を主張するとか、あるいは主張せしめるおそれがあるとか、こ

ういう点は別に大して心配しないでもよろしい。こういうことに解釈してよろしいですか。

共団体、従来当該港灣において港灣の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港灣区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体(以下関係地方公共団体という)は、第三項及び第四項の手續を経た後その議会の議決を経て、協議の上、単独又は共同して、定款を定め、港灣局を設立することができる。」

というこのことが、第七項の「第一項の協議が調わないときは、関係地方公共団体は、第四項の区分により、運輸大臣又は都道府県知事に申し出て、その調停を求めることができる。この場合において第四項第三号中「港灣局の設立に加わつてゐるもの」とあるのは「争の当事者であるもの」と読み替へるものとす。」ということと関連する。この七項の場合におきましては、九項とも関連するものであります。いわゆる協議がととのわなかつた場合におきまして、九項に移つて「第七項の申出があつたときは、運輸大臣又は都道府県知事の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港灣の利用の程度その他当該港灣と、関係地方公共団体の関係を考慮し、且つ重要港灣については内閣総理大臣に協議して調停する。」この項目であります。この関係地方公共団体の協議がととのわなかつた場合に、運輸大臣もしくは都道府県知事が調停をするというこの調停は、調停がととのつた場合はいいのであります。が、ととのわなかつた場合を考えたときに、一体どうなるのか、こ

ういう疑問が出て来るのであります。これは強制調停をやろうというのであるか、準なる調停であつて調停がととのわなかつた場合は、そのままにするというのであるか。その点を明瞭に御答弁を願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 この調停は、強制権を持つておらぬのであります。元來港灣局あるいは管理者の設置というものは、設置するならばこの法案によつて設置するものであります。設置それ自身が、あくまでも自発的な性格を帯びておりますから、その設置をするためという意味においては調停は、強制すべき性質のものではない、こ

うも考えるわけでありまして、調停がととのわなければ、管理者の設立というものはまともでない。それを強制してまでというところを、これには規定いたしておらぬわけでありまして、

○尾崎(末)委員 おつしやる通りに、私が質問をいたしました半分の趣旨も、そこにあるのであります。要するに強制調停をするとしてすれば、本法の精神であるところの地方公共団体に、全面的に権能を与えるということと抵触するのでありますから、強制調停の権限はないものというところが今の御説明によつてはつきりいたしましたのであります。そういたしますと、調停がととのわなければ、この第一項によるところの管理者の設立はできない、港灣局の設立はできない、こ

ういうことになるのであります。そうすると第三十三條に移りまして、第三十三條の「関係地方公共団体は、港灣局を設立し、関係港灣に於いて、第二項において準用する第四條第三項及び同條第四項の手續を経た後、その議会の議決を経て、協議の上、港灣管理者として、これらの地方公共団体の一を指定し、又は地方自治法第二百八十四條第一項の

地方公共団体を設立することができ、これと関連をいたして参るよう思ひます。この設立に関する法律のねらいは第四條第一項の協定がととのわなかつた場合に調停をする。調停をしてもまともになつた場合は、この第三十三條によつて、適當に港灣の管理者を定めることができる。こ

ういうふうなねらいになるわけでありま

す。その点をひとつ承つておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 この法案は全般を通じて、地方自治法を最大限に尊重しておるわけでありまして、また地方公共団体といたしまして、自己の自治を主張する限りは、他の自治をも尊重せねばならない。従つてあくまでもその自治権において、お互いの自治を尊重しつつ協議するところにならなければならないわけでありまして、しかしなおかつ協議ができないという場合に、第三十三條による協議に移るかという点、これはさういふような移り方をしようと思ひます。さういふのであります。第三十三條と四條によるこの二種類の管理者の行き方というものは、おのづから独立しておるわけでありまして、しかし四條の協議がととのわなかつた場合には第三十三條でやるといふこともあり得るわけでありま

す。これはおのづから協議なり研究なりの過程において、そのいづれかをとるということになるものと解釈いたします。

○尾崎(末)委員 その点はわかりました。そこでその第三十三條に関連をいたしまして、第三十五條に港灣管理者としての地方公共団体は、前條の規定、すなわち三十四條であります。この「前條の規定による業務を執行する機関とし

て、委員会を置く事ができる。委員会の名称、組織及び権限は、條例で定める。」こ

ういうことになつておるのでありまして、第三十三條によつて管理者を定め

二十五年十一月

三、

[illegible]

るかというふうなことを考えました場合に、昨日の参考人あたりの意見でも、決してさうに単純には渡さないのではありません。たとい設立ができたといたしましても、将来におきまして、こういうふうなことで禍根は残つて来るのであります。

このようなことを考慮いたしまする場合に、当初の設立は、各自自治体の自由なる意思によつて、その自治体に最も適合したものをつくらさなければならぬのであります。この公共団体は三つありまして、従来経費を投じたもの、あるいは現在完了してあるもの、あるいは将来の計画として港灣区域に編入しようとする地先面を持つておるもの、この三つが同じような権利を持つておる場合に、とうてい話のまとまりようはないのであります。これらを協議の上でつくれと言ふところで、とうていいつり得るものではないのであります。第四條は、当局におきましては、港務局の設立は決して認可制でない、許可制はやめたのだ、こういうふうな申し立てをしておりますけれども、決してさうではないのであります。表面はまことに許可制ではないのでありますけれども、区域の問題につきましても、認可制であります。この港務局設立につきましても最も議論せられますものは港灣の区域であります。この困難な区域について、これが認可制である以上、四條全部が認可制であるのと同様のものとであると、私たちは考えざるを得ないのであります。この点は、昨日の五大都市の代表並びに地方港灣の代表者が参考人に出まして述べた意見もその通りでありまして、昨日港灣代表者から出しました通りに、

各自自治体で思い／＼にこれを設立する過程において、何ら認可、許可ということなくして設立するように修正すべきが、妥当であると私は考へておるものであります。昨日——本日も見えておりますが、兵庫県の副知事が言われておりましたように、一市町村の管理主体は、その構想がまことに小さくなり、かつまた負担にたえないから、大なる建設面の発展等は望み得られないであらうという御意見がありまして、この点ごもつともこのようではありますけれども、現実には従来の五大港あたりにおきましては、市と国との負担であつて、県は現実の負担をしておらない実情から見まして、この主張は私にはちよつと不審の点があるものであります。なおまた業者の方の参考人の意見といたしましては、この港灣の取扱ひはあくまでも全国が統一されるべきであつて、手続あるいは料金等が同一であるべきを主張いたしまして、各港灣の管理主体を自治的な各自々々の運営にまかしておつたのでは、たいへんであるというふうな意見もありましたけれども、料金の異なる点というふうなことは、現在におきましても、入港料その他におきましては、それ／＼その地方々々の港によりまして、その特色を生かして、料金も違つております。この料金等におきましては、公聴会等におきまして引下げ得る手続等もあるものであります。これが業者の言うように一律にしなければならぬというふうなことも、私たちはあながち真正面に受取り得ざるものとも考へるものであります。なおまたこの法案の中におきましては、帳簿の記載方式等に至るまでも統一するようになつておるのであります。決してこの管理主体を自由に設置せしめたからと申しまして、業者が非常な不便に遭遇するといふふうなことは、私たちは考へておらないのであります。よつてこの際どういたしまして、第四條、従つて第三十三條もさうなつて来るのであります。その條文中において認可、許可といふことは、区域その他を問はず一切を要せざるように修正をして、すみやかに設立をせしむることが第一義と考へるのであります。私はその点だけはどうしてもこの際に沿つて修正しなければならぬと考へておるのであります。この修正といふことに關しまして、当局はこれに必ず意思ありやいなや、この点をはずしと伺つておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 四條の点で、港務局の設立は自由であるが、区域に対する認可制があるから、全体としては認可制ではないかというお話であります。が、区域といふものにつきましても、水面といふものに判然とした境界が定めにくいわけで、この六項の後段に隣接町村の利益を害せずという條項も入つておるやうなわけでありまして、また水面それ自身が公有という觀念に属するものであります。この港灣の区域には、この法によりまして、管理者には特定な権力を与えられておる。この権力行使するところを、かつては区域をきめられたといふやうな行き方は、政府といたしましては同意いたしたいと私は思ひます。

○關谷委員 これは私、港灣局長の言われることはごもつともなうのであり、ごもつともでないとも考へるのであります。この水域——公有水面、これの区域が定めにくいといふふうな言われておりますが、これが公有であるから判然としにくい。従つて隣接町村の利益を侵すやうなことがあつてはならない、圧迫するやうなことがあつてはならないといふことは、よくわかるのであります。が、大体常識的に判断をいたしまして、この港灣の区域になり得る水域といふものは、その自治体の区域から判断いたしました場合は、容易にこれが判断することができると、もしさういふやうなこの場合には、従来の慣例等によつて、私は案に判定することができるとは思ひません。さういふやうなことを考へておるやうな、さういふやうなことに選びたて早急に設立ができるやうに選びたい、さういふやうなことを考へておるのでは、その港灣の水域は自治体の区域内に限るとさういふやうなことに限定する場合には、決して一つの自治体を二つに分割するといふことにはならないのであります。私は非常にやりやすい問題ではないか、さういふやうに考へておるやうなもので、さういふやうなことにして、数箇の自治体がある水面を区域として、何らの認可を要せずしてただちに設定できるといふにしたい、さういふやうな意味なのであります。さういふ方向に持つて行つて修正をするやうなことに對して、同意するかどうか、この点伺いたしたいと思います。

○後藤政府委員 水域のことにつきましては、この法案による港灣区域として水域が設定されますと、それによつて当然この法案によりますところの権能を管理者が帯びて参りまして、従つて多くの場合私権に対する規制を行うことになり得ます。言いかえれば、私権を規制する権能を与える範圍といふことになり得ます。國といたしましては、も相當重大な関心を持たざるを得なくなつて参ります。従つて、ただこの区域についてのほうにまかす、この点を無制限にするといふことにつきましては、ただちに賛成いたしたいと思つておられます。

○關谷委員 この点は完全に意見が食い違つておりますけれども、私はさういふ方向に持つて行かない限りには、この港務局の設立は、どうしても第四條によつては設立することができ得ないと思つておるやうなものであります。さういふことは修正すべきものなりと考へておるのであります。やがて私たち修正の動議も出したと存じております。この点見解の相違でありますので、この第四條に關しまする質問は打ち切りたいと思ひます。

次に、この第一條並びに第十二條の業務の管理運営に關しまして、港灣管理主体となるべき自治体と各業者との間におきましては、これは昨日の参考人の意見によりまして、完全に意見が対立をいたしておるのであります。これは慎重考慮をしなければならぬと考へております。この点に關しましては、ある過渡期におきまして、暫定的に管理主体を政府並びにその出先機関が監督調整をすべき最小限度の権限を残して、さうして管理主体に對しましては、何と申しますか、従来政府が行つておりましたところの事務をことごとく委譲することが、最も適切では

ないか、このように考えるのであります。が、従来港務において官庁が行つて参りましたところの業務をすべて管理主体に委譲し、そうして管理主体を國家が監督指導をいたすような方向に持つて行く意思があるかないか。この点、もとより管理主体ができて、そうしてあらゆる訓練を経て参りまして、管理主体に放任して一任し得る時代が参りましたならば、それは地方自治の精神からして、これを全部一任し、政府の監督というようなことを排除してもさしつかえないのであります。けれども、この過渡期におきましては、暫定的に、國家の管理主体自体を監督指導いたします権限を最小限度に残し、そうして現在行つております業務を全面的に港務管理主体に委譲する御意思があるかないか、この点を伺つておきたいと思ふのであります。

○後藤政府委員 港務局の業務に關する條項につきましては、港務局自体の監督は中央でもつて直接いたすことになつておりますが、また運輸大臣の業務といたしましては、その出先機關としていろいろな行政事務があるわけでありまして、これは今のお話でただちに港務局に移さぬかという御質問のようによい聞えますけれども、日常の業務というものは、その日から運営して行かねばならぬものであります。しかしこの法案では、おの／＼港務局なり、あるいは管理主体なりを、つくる意思のある自治体がつくるということになり、また従つてつくりつつ成長して行くというある過程の期間があると思ひます。しかし國の事務というものは、その日から運管せねばならぬところ、時間的のずれもあるわけでありまして、われ／＼といつたしましては、港務局なり管理主体といふものができまして、そうしてその成長の模様を見まして、國の事務をまかしてもいい時期が来ますれば適うな時期に逐次追加してやつていただくというふうなことにいたすのが、最も實際的なものではなからうかと考へるわけでありまして、

ならぬといふところに、時間的のずれもあるわけでありまして、われ／＼といつたしましては、港務局なり管理主体といふものができまして、そうしてその成長の模様を見まして、國の事務をまかしてもいい時期が来ますれば適うな時期に逐次追加してやつていただくというふうなことにいたすのが、最も實際的なものではなからうかと考へるわけでありまして、

○關谷委員 もとより管理主体ができ上りまして、さつそく業務を行ひ得る状態までの、引續きに至る期間は政府がやるというところは、これはもとよりなのであります。が、完全なこの港務管理主体が機能を發揮し始めた後は、ただちにこれを行ひまして、その日からやることに何らさしつかへはない。私はこのように考へておるものであります。なおまたこの管理主体をつくらしめて、そうしてなお國の行ひますることと管理主体が行ひますこと、この二つになつておられますことは、港務の一元行政でなくして、二元行政ということになりまして、港務行政を非常に複雑にいたします。改善ではなくして改悪ということになりまして、この際さういふような事務は全面的に委譲して、そうして港務局あるいは十三條によつてできました管理主体を國家が監督する、こういうふうに行つて行くのが最もふさわしいものではないか、こういうふうな私に私に考へておるものであります。ただ先ほどの港務局長の御意見によりますと、現在含まれております業務をまず委譲し、しる後にその状態を見て逐次委譲する、こういうふうな御意見のようでありまして、それはいつごろまでの時期にそれを委譲するといふ御意思であるのか。暫定的に、現在のこの法律によつて一部を委譲し、そうして早急にやるつもりであるのか。あるいはこのままできるだけひびつぱつて、長引かして行きたいといふふうな気持であるのか。その辺を伺つておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 決して先へ延ばさうというわけではないのであります。港務局が設立し、國の事務をまかせ得られるように成長いたします際には考へるべきものであると思ひます。この時期につきましては、成長の過程にありまして、判断と申し上げるわけに参りません。ただ運輸というものの関連性といふことが、一貫性と申しましか、さういふ性質に關係すること、は、なか／＼まかせ切れぬと思ひます。その件について、港務局に設置できるような性質のものでありますれば、割合に早い時期にまかせ得られることになるのではないかと考へておるものであります。これらはいずれも先へそう延したり何かするということになりますから、はなはだ返答もあいまいになりますけれども、性質上やむを得ないものと御了承願ひます。

○岡田三吉委員 關谷委員からは、港務局その他の管理主体の性質についての質問のように私聞き及んでおりますので、関連しておると思ひますから質問いたしたいと思ひます。

先ほど政府委員の説明によりまして、港務局の性質として、委員に國會議員、公共団体の議員を入れないといふことは、港務局その他の管理主体に非政治性を持たしたい、こういう意味に私解釈いたしました。港務局及び管

理主体は非政治的性質を持つておるもの、かように考へておるのであります。一方この港務局及び管理主体に行政事務を扱わせるおつもりなのかといふと、今の御返答におつちますと、将来時期が来たならば行政事務を持たしたいといふような御返答のようでありました。私はこの港務局及び管理主体は、公共企業体的な、具體的な例を上げますと、國有鉄道と同じような本質のものではないか。非政治性を持ち、しかも非行政的な性質を持つた公共企業体的な性質のものである、かように考へております。むしろ行政的な事務はやらぬ方がいいのではないかと、かように考へるものであります。が、大體この港務局及び管理主体について、政府委員は本質的にどういふような考へ方を持つておるのか。その辺をはつきり御返事をしていただきたい、かように考へます。

○後藤政府委員 性質といたしましては、十七條の欠格條項に對する説明を申し上げました通りに、港務局あるいは管理主体といふものは、あくまでも非政治的なものであると確信しております。従つてこれは何と申しますか、監督行政といふような行政の意味にもいろいろな場面がありまして、きわめて事務的な、単に扱ひ上のものもありまして、深く政治を反映するところの行政事務もあると思ひますが、さういふ業務的な性質のものを真に政治的なものとして行政的なものを非政治的なものに扱はせることは、決して當を得たものではないと私考へております。

○關谷委員 次にこの委員の選任につきまして、先ほど岡田委員からも尾崎委員からも御質問があつたのであります。が、片一方におきましては、委員の一名は、地方議会の議員を欠格條項より除外していただきたい。當然自治団体と連絡して任命するべきものである。教育委員もその通りであるから、さういふふうな意見が出ておるのであります。さういふ自治体といたしましては當然のことではあります。が、しかしながら業者は全部これに反対をいたしておるのであります。労働者關係あるいは業者におきましては、おの／＼の自己の業体の中から、その代表者をこれに参加せしめられたい、さういふふうな希望を持つておるのであります。

○後藤政府委員 性質といたしましては、十七條の欠格條項に對する説明を申し上げました通りに、港務局あるいは管理主体といふものは、あくまでも非政治的なものであると確信しております。従つてこれは何と申しますか、監督行政といふような行政の意味にもいろいろな場面がありまして、きわめて事務的な、単に扱ひ上のものもありまして、深く政治を反映するところの行政事務もあると思ひますが、さういふ業務的な性質のものを真に政治的なものとして行政的なものを非政治的なものに扱はせることは、決して當を得たものではないと私考へております。

○關谷委員 次にこの委員の選任につきまして、先ほど岡田委員からも尾崎委員からも御質問があつたのであります。が、片一方におきましては、委員の一名は、地方議会の議員を欠格條項より除外していただきたい。當然自治団体と連絡して任命するべきものである。教育委員もその通りであるから、さういふふうな意見が出ておるのであります。さういふ自治体といたしましては當然のことではあります。が、しかしながら業者は全部これに反対をいたしておるのであります。労働者關係あるいは業者におきましては、おの／＼の自己の業体の中から、その代表者をこれに参加せしめられたい、さういふふうな希望を持つておるのであります。

○後藤政府委員 性質といたしましては、十七條の欠格條項に對する説明を申し上げました通りに、港務局あるいは管理主体といふものは、あくまでも非政治的なものであると確信しております。従つてこれは何と申しますか、監督行政といふような行政の意味にもいろいろな場面がありまして、きわめて事務的な、単に扱ひ上のものもありまして、深く政治を反映するところの行政事務もあると思ひますが、さういふ業務的な性質のものを真に政治的なものとして行政的なものを非政治的なものに扱はせることは、決して當を得たものではないと私考へております。

きまして、先ほど岡田委員からも尾崎委員からも御質問があつたのであります。が、片一方におきましては、委員の一名は、地方議会の議員を欠格條項より除外していただきたい。當然自治団体と連絡して任命するべきものである。教育委員もその通りであるから、さういふふうな意見が出ておるのであります。さういふ自治体といたしましては當然のことではあります。が、しかしながら業者は全部これに反対をいたしておるのであります。労働者關係あるいは業者におきましては、おの／＼の自己の業体の中から、その代表者をこれに参加せしめられたい、さういふふうな希望を持つておるのであります。

○後藤政府委員 性質といたしましては、十七條の欠格條項に對する説明を申し上げました通りに、港務局あるいは管理主体といふものは、あくまでも非政治的なものであると確信しております。従つてこれは何と申しますか、監督行政といふような行政の意味にもいろいろな場面がありまして、きわめて事務的な、単に扱ひ上のものもありまして、深く政治を反映するところの行政事務もあると思ひますが、さういふ業務的な性質のものを真に政治的なものとして行政的なものを非政治的なものに扱はせることは、決して當を得たものではないと私考へております。

○關谷委員 次にこの委員の選任につきまして、先ほど岡田委員からも尾崎委員からも御質問があつたのであります。が、片一方におきましては、委員の一名は、地方議会の議員を欠格條項より除外していただきたい。當然自治団体と連絡して任命するべきものである。教育委員もその通りであるから、さういふふうな意見が出ておるのであります。さういふ自治体といたしましては當然のことではあります。が、しかしながら業者は全部これに反対をいたしておるのであります。労働者關係あるいは業者におきましては、おの／＼の自己の業体の中から、その代表者をこれに参加せしめられたい、さういふふうな希望を持つておるのであります。

○米澤委員 第四條について、関連質問をしたいと思います。四條は管理主体の範圍をきめるのですが、このうち一の場合と、二の場合はこれはわかると思うのです。三の場合の「予定港灣区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体」というのは、極端な場合を考えますと、閘門のごとき、二つの県と五つの港というものが、考えようによると、みな予定港灣の地先の水面ということに包括されると思うのです。そうすると洞海湾まで一つの管理母体でこれをまとも得る可能性があるが、それでは事実において行政区域が非常に広くなつて、予定港灣の地先の水先というものの、いわゆる港域というものと、行政区域が非常な混乱状態に陥る危険がある。これは極端な場合ですけれども、われ／＼はそういうことも予想され得ますから、この予定港灣区域を地先水面とする云々というものを合せた一つの管理母体をつくるということは、非常にむりだと思つてです。従つてこれは神戸、横浜等から修正意見として出ておるあの案の通り、こういうものは別々な管理母体にするのが、りくつからいつても、現実の面からいつても、当然過ぎるほど当然のことであります。たとえば従来横浜から横浜、神戸なら神戸で、港灣施設に金を出しておるところの関係地帯は、それは当然であるが、一文も金を出さず、たとえば、例にとつてはなはだ相済みませんが、川崎市のごときは一文も出しておりません。ただ港域として地先がつながつておるだけあります。こういう地域は別にこれを本法にいう港灣管理の母体にしておけば、ごうもさうしつくない。ただ出口が北の方は開

けぬから、南の方から横浜を通じて行くだけの話である。であるからこれはりくつから見て間違つてゐる。政府として修正される意見があるかどうか。こういう区域を一緒にしようというのは、りくつからいつても不合理である。であるからこれは修正意見のように、別々に港灣管理母体として届出させて、それを許せばいいわけである。何を苦しんで一緒にしなければならぬか。関門の場合はただらにこれが問題になつて来ます。だからこの点について、関門のようなああい特殊な場合においては、これを一つにするか、あるいは五つにするか、六つにするか、そういう点について思いを及ぼされたことがあるかどうか。港灣局長にお尋ねいたします。

○後藤政府委員　ちよつと速記を中止していただきますのですが。

○岡村委員長代理　速記をとめて……

〔速記中止〕

○岡村委員長代理　速記を始めて……

○後藤政府委員　しかしながら、できるだけ広い範囲の港域での港灣ということば、港灣の将来の発展ということばを考えますれば、またその港務局の経済的な自立という点から見しても、利益だろうと思ひます。公共団体といふにしても、やはりこういう一種の公企業体をつくる限りは、その自立の経済を望むのは当然でありまして、その経済がうまく行くようにするには、やはり狭い区域よりも広い方がいい。ことに海でございますから、できるだけ広い方が私はいと思ひます。そういう意味において、今のお話の関門を一港とすることは、私も実情に沿ふぬかと思ひますが、しかしこれを二にす

るか、三にするか——今の六港をおのおの別にするかということは、かえつて災いをあとに残すと思います。また京浜間においても同じことが言い得られるし、阪神間においても同じようなことが言えるのではなからうかと思ひます。話合ひのつく限りはつけて、港域について単位港務局をつくるというところに、われ／＼としては一つの理想があるわけでありますが、その理想と現実とをどう取合せるかということとは、関係の自治体お互ひの自治を尊重するという、いわばトレンスの精神をどう運用するかということにも、またかかつておるのではなからうかと私は思ふのであります。しかし必ずしもそういうわけばかりにも行かぬ場合もあります、できるだけ広い港域の港灣を単一港灣にするということが望ましい。これは直接地先を使用しますところの市町村に關係することでありますが、さらに市町村の組織の上に、現在といひましては県という組織がある。そして行政の末端につきましては、県が行政権を持つて実際に動いております。これが現実であります。何らかそこに県といひまして、県の立場でも、地先水面というものは重要なのであります。埋立てによる各種の権能のごときも、やはり国の機関としての知事に委任しておるといふ事情も、ありますので、それでこの第三に當る、または以下の表現は、われ／＼としても入れざるを得ない、こういうわけであります。

○關谷委員　これはあくまでも見解の相違であるようであります、原案提出者といひまして、修正いたすということは言えぬのであります。それを

お尋ねする方がむりだと思ひますから、この邊で打ち切りたいと思ひます。もとより理想的に申しますれば、東京灣に一つ、阪神に一つ、関門に一つと、いろいろが理想的でありますけれども、現実にはさうには参らぬのであります。そこで各自自治体がつくつて、つくとつて、それが次第に経済的に発展をして参りました、統合せられる。こういうふうな過程を踏みまするのが、現在におきましては最も適切ではないかと、私たちは考えておるのであります。この点見解の相違で、これ以上お尋ねすることを差控えます。

次にお尋ねをしたいと思いますのは、この港灣に対する國費の補助であります。この点は従來北海道におきましては、非常に人口がまばらであります。がために、とうていその一地方のみにては負担に耐え得ない、こういうことになつておりまして、重要港灣あたりの水域施設、外郭施設等におきましては、全額を補助しております。緊需施設では四分の三を負担しております。なおまた避難港におきましては、全額負担をいたして参つたのであります。が、その他いろいろの補助が、他の地方とは異なつておりますが、この法案によりますと、他の人口稠密な地方と同じような補助率になつて参るのであります。そういうことになりまして、將來は北海道には港灣ができないう、こういうふうなことになるのであります。この点いかなる方法を講ぜられようとするのか、伺つておきたいと思ひます。

○後藤政府委員　この点指摘いたされまして、私も原案作成者として、はなはだ申訳なく思つております。いろ

いろいろ關係上、その表現をこれに入れていることができなかった点は遺憾であります。できるだけ早い次の議会におきまして、北海道の港灣に対する國の負担及び補助につきましては、特例法を提出いたしまして、御協賛を願うようにいたして、二十六年度の予算には、ぜひとも間に合せるよう努力いたしたいと思ひます。

○岡村委員長代理 委員外の川村善八郎君から関連質問があるようですが、許してよろしゅうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○岡村委員長代理 川村善八郎君。○川村善八郎君 ただいま後藤局長から、第四十三條の第二号にあります事項は、北海道とはさしておりませんが、地方港灣の補助について、特別な扱いを北海道でしなかつたという点につきまして、ごく近い機会に適當な措置、あるいは法の改正をして、そして御意見に沿うようにしたいという御答弁があつたのであります。漁港法におきましては、御承知でありましようが、第二十條に第一種、第二種、第三種漁港は百分の六十、第四種は百分の八十というふうに、北海道は特例を認めたのであります。他の方面は百分の四十になつておるのであります。北海道を除く本州各地等は百分の四十、北海道は百分の六十が第一種、第二種、第三種。第四種漁港、避難港並びは魚田開港に該當する漁港は百分の八十、いずれも率が非常に大きくなつて、北海道の特殊性を今關谷君の言われている通り認めたのであります。従ひまして、この港灣法から行きますところの補助でありますならば、北海道においては絶対できないと言つても過言であります。

せん。従いまして、局長はごく近い機会に、こういう御答弁でありました。が、これはどうか本委員会において修正をして、漁港法に沿うようにしていただきたことをお願いし、さらに委員各位にもお願いする次第であります。

○後藤政府委員 別段御質問でもございせんが、一応北海道の補助について申し上げたいと思ひます。

北海道の港務につきまして、従来実行しておりました補助率を申し上げます。重要港務におきましては、水城及び外郭施設は全額国費であります。緊要施設は四分の三、避難港の水城と外郭施設につきましては全額国費であります。それから重要港務の臨港交通施設は、これもやはり四分の三であります。そしてそのほかのいわゆる地方港務に類するところの水城施設、外郭施設、緊要施設、臨港交通施設等につきましては、北海道については十分の六であります。私どももいたしましては、この現行をそのまま北海道港務の国庫補助に関する特例といたしまして、ぜひ次の議案に提出して御協賛を經まして、二十六年の予算に組んで実行したいと思ひます。この四十二條及び四十三條兩條に盛り込んでおきますところの補助及び負担の施行は、二十六年度からの予算になつておりますから、その間にギャップはないと思ひます。この点につきましては、議案の方の御助力をお願いしたいと思つて、私からもお願いいたします。

○關谷委員 最後に一点お尋ねをいたしたいと思ひます。実は水産委員長石原剛吉君から当委員会に申入れがあるものであります。第三條に、「この法律

は、もつぱら漁業の用に供する港務として他の法律によつて指定された港務には適用しない」とあるものであります。が、この「もつぱら」漁業の用に供する「ふう」ふうになつております。これは、水産委員会の方におきまして、漁船関係で非常に憂慮をいたしておるというのであります。私はさほどにまで考へておらないのであります。が、そういう正式な申入れが来ておるのであります。第三條を、水産委員会とい

たしましては、この法律は漁港として他の法律によつて指定された法案に限り適用しない、こういうふうにしたくない。ということ、この「もつぱら」という点に非常な力が置かれておるようであり、するが、この意味がどのように違ふのか。またこの「もつぱら」という文字がない場合とある場合と、どのように違ふのか。この点ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 港務であつて漁船の入らない港務はないのであります。漁港法を讀みますと、漁業の根拠地たる港務ということになつております。港務にして漁業の根拠地にならない港務はないのであります。ただ地理的にそれが適当であるかどうかというものの判断だけあります。そうなりますと、漁港と一般港との判定に非常に苦しむ。今度の議案を通過いたしますの漁港法の漁港の定義をそのままとりましては、一般港との間に線を引くことは、言葉だけから行きますれば、きわめて困難を感じる。この点はどうせ水産局長と話し合はねばならぬことであると思ひます。表現において漁業の根拠地ということだけでは、いかなる港務といへども漁業の根拠地になり

ます。たとえてみますれば、横浜港も南水洋の捕鯨の根拠地であります。ば、横浜港は漁港ということになります。そういう意味から行きますと、その表現にきわめてあいまいな点がありますから、われわれとしてはこの法案を適用しないのは、もつぱら漁業の用に供するものであるという点を特に強調した方がいいのであります。

○川村善八郎君 港務で漁船の入らない港務はない、これはだれでも常識で考へてあたりまえであります。しかしながら一般の港務と、いわゆる漁業の根拠地としての漁港とは、その施設、規模において、常識的に考へても違つております。現実にも違つております。そこでわれわれといたしましては、決して廣くとか東京とか、そうしては、決して大なるものをつつて、これを漁港にするというようなことは考へておられません。ただ北海道に例をとりますとも、輸送港にふさわしくないとこのところの港務として認められておるところが、たゞさんあります。また内地方面の方々の御意見を聞きまして、かような意見が相当強いのであります。そこでやはりわれわれ、水産委員会といたしましては、「もつぱら」と特に入れたことは、はなはだ不可解である。いわゆる漁港は漁港としての使命を持つており、港務は港務としての使命を持つておるというところは、たゞといふ漁業者でなくとも、おそらく町の人でも大体おわかりになつております。そこであなたの方の、いわゆる港務法の原案、第一次案と申しましようか、われわれと最初折衝した法案の内容を見ますと、この法律は漁港として他の法律によつて指定された港務に限り適用しない、こう

したようなことになつておつたのが、今度「もつぱら」と特に入れたことに私は疑念を持つております。で、質問したようなわけでありまして、漁港法には、実は港務法とにらみ合せて、第四十二條に漁港区というものを置いて、そうしてこの港務内にある漁港区というものを農林大臣と運輸大臣とが協議をして、すべての施設なり何なりをするというふうにしたしておつたのであります。けれども、漁港法がさきに提出されましたので、四十二條を除いたようなわけでありまして、もちろん漁港法案も港務法案も二十六年度からの実施でありますので、その間話し合つて、見解をはつきりきめておけばよいのであります。が、この「もつぱら」という字を削除するならばいいのだが、これを修正しておるのと時日において間に合わない。またわれわれとしても、一日も早くこの法案を通していただきたいのでありますから、何も今ただちに「もつぱら」という字を除くとか、ただちにこれを私が先ほど讀み上げたように修正をするというのではありますせん。話し合ひで解決がつくことではあります。話し合ひで解決がつかない場合は、御意思があるならば、この法案が通りましてから、ただちに運輸省と水産省との間において話し合ひをして解決した方がよいと思ひますが、その御意思があるかどうかということをお尋ねいたします。

○後藤政府委員 この問題は、字から行きますと非常に複雑になりますけれども、漁港にすぎなかつたかという指定の方の、漁港法に、指定の際に運輸大臣と話し合ふということになつております。その点、われわれも了承いたし

ております。また従来も農林省で扱つております港務と、われわれの扱つております港務とにつきましては、概えず話し合つておりました。その間に今まで何ら争ひがないのであります。この点は十分に話し合つて行くべきものだと思つております。必ずしもわれわれは、この書いたというので、それではというふうではなしに、とことんまで話し合ふということももちろんで、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○川村善八郎君 そこでもう一ぺん第三條に關連いたしまして、「もつぱら」という字からお尋ねいたしますが、かりに地元の漁民が、今港務に織り込まれておる港務を、地元の漁民が漁港に指定してくれ、いわゆる六割以上あるいは七割というものは実際に漁業の根拠地である。いわゆる漁港である。こうしたような場合におきまして、これは漁港として指定されることは、これはあつてきめることではあります。が、そういう譲歩がお互いに話し合ひの結果でできるかどうか、この点を伺ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 今の点は、私は話し合ひできると思ひます。また話し合ひをできなければいかぬと思ひます。どうせこれはある程度常識判断の問題であります。またその港のありまして、その関係市町村が、漁港として、漁港専用で行くというふうな考への場合ももちろんです。しかしながら港といふものは、もと／＼全部最初から漁港から成立つたものです。漁港から機械船が入り、小蒸気が入るといふふうにして、だん／＼発達して行くのであります。そういう点でもつて、将来もつと大きなものが入るようになりたいという考へをお持ちの公共団体といたしまし

ては、この方は漁港では困るから、一般商港にして置こうという考えも持つておられると思ひます。従つてこの話合ひが、水産及び運輸の両官庁だけの話合ひでもつて、漁港であるべきであるというふうなものではないと私は思ひます。もつとやはり業者の意見をもう一度関係の公共団体に反映さして、それでもつて将来を見通して、この指定をきむべきものであつて、決して官庁の一方的な考えをもつてきめるべきものではない。扱い上私はそう考へておきます。

○開谷委員 たいまい川村君からあのようなお話がありまして、実は川村君はまことに不都合であると思はなむらざるを得ないのであります。漁港法を審議いたしますのに、運輸委員会に何らの相談なくして決定をしておきながら、いまだにこのようないことを申されるのに対しては、運輸委員会としてはまことに不都合である、憤慨の念をここに表現いたして置くものであります。この点あたりは、まことに御当局は漸重に御答弁をせられておりましたが、あれまでの必要がないように私たちが考えるくらい、ちよつと気持ちを悪くしておることを私は川村君に申し上げておきます。大体これで私の質問は一応打ち切ります。

○岡村委員代理 次は岡田君。

○岡田(五)委員 第四條につきまして政府委員にお尋ね申し上げたいのです。神戸港の問題でございます。神戸港につきましては、御承知のように兵庫縣は現在神戸港内の葦合港という地区を管理いたしておるのであります。この葦合港を管理しておるということ、第四條の附段に該当するかどうか

ということをお尋ね申し上げたいのであります。

次に、兵庫縣は昭和二十年まで、神戸港の水域内の浚渫工事をやつておつたのであります。また昭和二十年以後における災害復旧費をいたしまして、県から約七十五万円ばかり補助をしておるのであります。また明治四十三年まで、神戸港は兵庫縣營として設置せられ、また維持管理をせられておつたのであります。現にメリケン波止場及びメリケン波止場のたもとである一休の土地が、県の所管になつておるのであります。このようないことが、第二條の「從來當該港灣に於いて港灣の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体」という項目に該当するかどうかということをお尋ねいたします。

○後藤政府委員 たいまいのお話につきましましては、実際にそれを立証する資料なども、もつと研究すべきものが多々あると思ひますが、まづたぐの思ひつきであります。何つた程度から判断するといふ点で、そこばくか責任の軽い気持ちでお聞き願ひたいと思ひますが、葦合港は現に縣營としておやになつておる。私は承知いたしておりますが、それが真であるとしてすれば、この葦合港の港域を神戸港の港域に入れるとすれば、當然この現に云々といふ項目に該当するのではないかと思ひます。

それから災害の補助費を、市町村災害でありましたために、県から補助したといふ点であります。これは額の問題であります。その額と從來神戸市が神戸港に対して負担した額との比率といふようなことが、一応問題にな

るのではない。一銭出して負担と言へば負担になりますけれども、この邊のところは實際問題としてどう取扱いますか。それが費用を負担しという意味にただちにとり得るだけの全部のウェットであるかどうかといふことについては、やはり比重的な点を考えなければならぬのであります。はつきりした数字を申し上げかねます。

それから明治四十一年か、かかつておそらく兵庫縣營兵庫港だつたといふ當時の關係が、從來當該港灣云々といふ言葉に該当するかどうかといふ点は、その後明治四十一年かに神戸市に譲りなつた條件をどう解釋すべきかといふ問題と思ひます。その点に該当するかどうかは即答しかねるわけでありまして、葦合港の場合は第一項の現に云々の一つの例に當るのではないかとと思ひます。

○岡田(五)委員 一つお答えがなかつたと思ひますが、昭和二十年まで神戸港内の浚渫費を県が負担いたしました。浚渫作業をやつた事実があるものであります。この水域内における浚渫費の負担、これはどういふようにお考えになつておりますか。

それから先ほど率のお話がありましたが、災害費は昭和二十年以後、私の調べたところによりますと、約三百万圓使つたやうであります。そのうち六割が國庫補助であり、その三百万圓の二割五分が県の補助費である。市はわずかに三百万圓のうち一五％しか負担してない。こゝういふような状態でありまして、この災害復旧の補助費を、いわゆる維持費の文字に解釋いたしまして、今のお話の模様では二段の項目の率の

中に入れてもよさうだといふことであつたと考へます。また明治四十三年といふと相當昔であります。が、相當昔のこの過去の歴史を、その從來といふ文句に該当するとしてこれを適用されるのかどうか。ほかの港にもいろいろ過去の歴史があると思ひるのであります。が、從來の解釋といへば非常にむづかしいことだと思ひますが、お考えのほどをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 災害につきましましては、都道府縣災害の規定によりまして援つたもので、港灣区域内でありますれば、このいかなる寒村僻地といへども、一律に援うようになつておるものでありまして、これがただちに維持管理の費用という意味に該当するかどうかといふ点は、事務的にもまだその邊のところは十分に研究いたさねば、即答もいたしかねますが、入らないのではないかとと思はれるような感じがいたします。それから明治時代に、例のメリケン波止場を縣營から市管に移したといふ点が、從來といふ言葉に該当するか。これは移しましたときの條件をもう少し調べませんと、たとえば家を譲つてもらつた際に、元持つておつた所有者といふ意味でもつて、何代も前の所有者までさかのぼるかといふことと同じであります。この辺のところは、やはりその條件なども見ないとなだちて御返答いたしかねますが、葦合港の点で、現に施設の管理をしておるといふ、それが神戸港域に入るとしますれば、この点は當然考へるべきものではないかと思ひます。

○岡田(五)委員 なるほど御答弁の趣旨には賛成いたしますが、政府の御意見がまだはつきりしてないやうであります。神戸港につきましては、兵庫縣と神戸市との港務局設置に關しての今までの経過からいたしまして、この間に處して、政府當局におきましては兵庫縣の神戸港に対する利害關係といふものにつきましては、十分御認識をお持ちになつておつたのだらうと考へるのであります。お持ちになればこそこれが調停その他について奔走もされ、あつせんもされたと思ひるのであります。が、今の御答弁によりまして、この点がまだ確信がなくて、この間の調停をしておられたかのように感ずるのであります。これは私の感じだけで、くどくどしく申し上げる必要はないと思ひます。

次にお尋ねいたしますが、この「予定港灣区域を地先水面とする」云々の地方公共団体であります。この地方公共団体を非常に狭義の公共団体、すなわち市町村と解釋すべきか、また昨日公選入の一人からもお話があつたやうであります。これを都道府縣、こゝういふように拡張解釋といひます。か、大きな地方公共団体の単位として考へるべきであるか、その邊のところを御説明願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 この「又は予定港灣区域を地先水面とする」地域を区域とする地方公共団体といふ、この地方公共団体の中には、都道府縣、市町村、みな入つております。そゝういふ考へでこの表現をしております。

○岡田(五)委員 具体的に申し上げますと、神戸港に關連いたしまして、芦屋市と本庄村だけがこの公共団体なのか、さらにそのうしろをバック・アップしてあります兵庫縣といふものが、第三段の項目によつて入るのか、この

点を具体的に御説明願いたいと思ひます。

○後藤政府委員 兵庫県の地先水面は、神戸市の地先水面でありますと、この神戸港港域区域と重なりつておりますと私は理解いたします。で港域法による港域は、明らかに芦屋市及び精道村の前面を地先水面としたてております。これは港域法による港域であります。もしも定港域区域を現在の港域法による港域をもつてするならば、明らかに精道村、芦屋市も、やはりその地先である公共団体と解釋せざるを得ないと思ひます。

○岡田(五)委員 次に、第四條の二項についてお尋ね申し上げたいのであります。第一項の規定は、国及び地方公共団体以外の者が、とあつて、それからつとて行きて「港務局の設立を求めた場合を除き」ということがあるのであります。そのうちの「港務局の設立を求めた場合」が、さういふものがあることを予想されておられるかどうか、その点を承りたいと思ひます。

○後藤政府委員 これは日本においてはきつめて例の少ないのであります。福岡県にありますところの三池港、これは三井鉱山がつくつた一種の私設港であります。しかしその中にも、一部公共的に使つておられるところもあるやうであります。さういふやうな場合、また現在では大分事情がかわつておりまして、新居浜の港、あれはかつて住友財閥によつてつくられたものであります。現在では独立いたしました。大きな規模のために、数箇にわかれておるやうで、おの／＼独立のやうでありますから、今後どういふことになりましか知りませんけれども、さう

いう場合、また日鉄の広畑の築港、さういふやうなものをその場合に当てはめまして、さうしてその企業者から希望のあつた場合といふことにいたして、この表現を使つたわけであります。

○岡田(五)委員 そうすると、さういふ場合に港務局の設立を希望する場合同様に、委託により、国または地方公共団体の所有に属する港域施設で、一般公衆の利用に供するものを管理すること、さうあるものであります。第四條の二項に基きまして、港務局の設立を求めた場合、国及び公共団体以外のものを管理する場合も予想できるのではないかとと思ひますが、さういふ場合があるかどうか、御説明願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 これは管理者とその施設の所有者との間の契約に基づく問題であります。ここにあります「国または公共団体」ということに限らず、その場合にもやはり成立し得ると思ひます。

○岡田(五)委員 そういたしますと、この文字を多少訂正される必要があるのではないかとと思ひますが、その辺のところはいかがでありますか、その辺のところはどうかでありますか、これは特に国または地方公共団体というて書いてあります。が、性質的に契約でもつてできる業務でありますから、さういふ必要はないと思ひます。

○岡田(五)委員 さらにそれに関連してですが、二十八條の「港務局を組織する地方公共団体以外の者は、当該港務局に出資することができない」といふことになつておるのであります。さ

うな場合には、出資してもいいのではないかとと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○後藤政府委員 港務局そのものに對する出資は、やはり公共団体だけに限つた方がよいと思ひます。ただいまの場合につきましては、契約により委託とさういふやうなことが成立つていいますから、出資という形態をとる方が少しも支障なく動けるのではないかとと思ひます。

○岡田(五)委員 それでは別の項目に移りまして、ごく簡単に御質問申し上げます。

第四條の三項でございますが、三項の二段目の文字であります。「その旨、定港域区域及び関係地方公共団体が、さうあるものであります。この定港域区域及びこれ／＼というものが、はなはだ意味がわからぬのであります。大体「定港域区域」なんという言葉をむしろいらぬのではないかと、さういふ考へるものであります。いかかでございますでしょうか。

○松村説明員 これにさういふ意味でございまして、港務局を設立しようとする地方公共団体が、さういふ港域区域を指定するが、公告によつてはつきりいたしませんと、それに關係しております地方公共団体の範圍というものがきまつて参りませんので、この定港域区域を公告する必要があるという考へであります。

○岡田(五)委員 次に第四條の九項であります。協議がととのわないで、運輸大臣が内閣総理大臣と協議して調停する場合であります。その場合には運輸審議会にかけられるやうであります。その場合に公聴会を開いて、一般

民衆の意見を聴取されるおつもりがあるのかどうか、その点承りたいのであります。

○後藤政府委員 これは運輸審議会へかけますから、運輸審議会が公聴会にかけるといふと判斷する場合、その必要もないと判斷する場合、運輸審議会の意見によつてきまるのではないかとと思ひます。

○岡田(五)委員 次に第十條であります。港務局に對する非課税の問題であります。これは大體國稅について、非課税をあげられたのであります。政府當局といたしましては、地方税その他の公租公課をこの港務局から免租する御意図があるのかどうか、この点承りたいのであります。

○松村説明員 この点につきましては、地方財政當局との打合せによりまして、本法に書かずに、地方税法の方において地方税の免除を記載するといふ約束になつております。

○岡田(五)委員 次に十六條の委員の問題であります。昨日公述入の一部の方から、ぜひ労働者団体の方からも代表者を入れてくれといふやうな御意見もあつたと思つてあります。この第二項の「港務に關し十分な知識と経験を有する者又は希望のある者のうちから、これ／＼をする、さういふことになつておりますから、この條文を適用いたしまして、各階層の、港務に経験があり、港務に知識を持ち、また港務地区において、希望のある人をお選びになるおつもりであるかと考へるのであります。この辺のところ、変な質問でございますが、御答弁を願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 その点はまつたくその通りであります。どの階層からと、どの業者からとといふやうなことをこれに規定するよりも、一般的に広く人材をお選びになつて、港務の発達と、これが健全なる運営ができるやうにすることがいいと思つております。従つてこれはさういふやうにするかといふまゝな点は、定款においておの／＼の港務が、その実情に即するやうにおきめなければいい、さう考へるのであります。

○岡田(五)委員 次に委員の欠格の問題でございます。第一号に「国会議員又は地方公共団体の議会の議員」とあるかどうか、この点らよつと御説明を願ひたいのであります。

○後藤政府委員 これは地方公務員の場合だと思ひますが、地方公務員法で定められておる手続の上では、少しもさしつかえないと思ひます。

○岡田(五)委員 十七條の二号におきまして、港務局の工事の請負をなす、いわゆる港務局と契約の相手方になるやうな者は、委員になつてはいけないうことになつておるやうでありますが、港務局所管の施設を利用する者は、この委員になれるという理由を御説明願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 この点第二号で文字に書いてある通りであります。港務局を管理いたします各種の施設を持つて事業を営む者が欠格でないといふのは、その港務局の持つ施設それ自体が港務業なんでありまして、それを扱う者が港務のエキスパートになりますから、あえてこれをしりぞける必要はない。これは特に請負といふやうな点で利害關係を考慮して、さういふやうな

表現は実は用いたわけでありませう。

○岡田(五)委員 次に三十五條の管理主体の「委員会の名称、組織及び権限は、條例で定める。」ということになつておるのでありますが、この場合に十四條から三十何條までの港務局の委員会の組織及び権限と違つた條例を出してもいいのかわかりません。こういうような前段の條文を準用してこの條例を出すのかどうか。その辺のところを御説明願ひたいと思います。

○後藤政府委員 この法案によりますと、この條例の内容が、あえて港務局の方を引用せよということになつておられませんから、自由ではあります。しかし内容を実質的に見ますれば、おのずからそういうことになるのではなからうか、こう考えますが、しいてこの点は制限してありません。自由にやつていいと思います。

○岡田(五)委員 ありがとうございます。○岡村委員長代理 これにて暫時休憩いたします。午後は一時五十分より第四委員室において再開いたします。午後一時九分休憩

午後三時八分開議
○岡村委員長代理 午前中に引き続き會議を開きます。

委員長がお見えになりませんので、私がかわつて委員長職務を行います。港務法案に対する質疑を続行したいと思ひます。

質疑の通告があります。これを許します。米窪晴亮君。

○米窪委員 ただいま上程されております港務法については、午前の質問において大體同僚の委員各位から、重

要なる点の御質疑が終つたのであります。が、先ほど関係者と国会議員及び政府とで、この問題に対する取扱いについて意見を交換をしたことに基きまして、私は今後の政府のお考えのあるところを御質疑申し上げたいと思ひます。

そこで、政府から配付された港務法の最後の理由というところに「港務の開發發展を図るため地方公共団体の自由な意志によつて港務管理者の設立その他の港務管理運営の方式を確立する必要がある。」とありまして、管理ばかりでなしに、運営の方式を確立する必要があるという理由でうたつております。しかるにこの總則の第一條において、「港務の開發、利用及び管理の方法を定める」と、こういうことになつておるので、これは単なる字句の問題として考えずに第一條において運営を特別の意図があるのですか、その点を港務局長にお尋ねいたします。

○後藤政府委員 運営という言葉自身をとらえますと、非常にわかつたようではつきりせぬ点があります。それで目的という点にはつきりせんけれども、ばらばらとこの利用と、運営と管理と管理という言葉の中に、運営という点を含めまして、利用と管理と、第一條の点はいしたわけでありませうが、あとの理由書の方の管理、運営という点は、第一條ほどの文字のせんでなくを十分しなかつたと申し上げました。その点は、その両者組織の点を活さないと思ひますけれども、要するに第一條にある開發、利用、管理という意味を包括して、管理、運営とい

うような表現にいたしましたわけでありまして、兩者の間に、われわれの考えといたしましては、特別に意味を含めた差異はないつもりであります。

○米窪委員 ただいま後藤局長の御説明から御覽し考へますと、將來四條の方式で行くか、三十三條の方式で行くかの、三つの場合があるのです。その場合において政府としては、管理母体は業務の問題並びに港務行政について立入らせないお考えであるか、あるいはそれをもつてもよろしいとお考えであるか、その点をお伺ひします。

○後藤政府委員 港の行政のうちには輸送の一貫性と申しますか、輸送の特質と申しますか、そういう点から参ります。一般的な行政の面と、日常の業務に類似した業務の事務もあるわけでありませう。この点もその境は非常にあいまいな点があるものでありますけれども、国として活動いたさなければならぬ、いろいろなものを、こゝろ非政治的な、非経済的な団体に許すという点、法の体系または組織の体系から言つてもおもしろくない。しかしながらその他のことについては、あつて港務局ないし管理者に活動してもらひたい。こういうふうなつもりで考へております。

○石野委員 関連して伺ひますが、第一條の管理と、運営の問題につきましても、午前中に尾崎委員から、またただいまは米窪委員から御質問があつたわけですが、当局の説明では、管理は運営を包括してあるものだといふふうに考へておる、こゝろおつしやるわけでありませう。しかし趣旨説明にもそれがはつきり出ておりますように、この管理という文字と運営という文字の中

には、おのずから日本字としての解釈の仕方があるのではないかと、こゝろふに私は思ふのであります。管理といふのは、大體私ども通念的に考へますと、機關と機關との關係を規定する一つの字の使ひ方があるものであつて、運営といふのは、その機關なら機関、一つの事業体におけるところの業務内容に対する操作、運営ということに私考へるのでございまして、この法律の内容として、主として運営の面における事項が非常に多いということなども考へます。管理だけの文字で運営を包括するといふような考へ方は、非常にずさんでありまして、やはり趣旨説明にはつきり出ておりますように、管理と運営といふものを、一條の目的、内容としてはつきり掲げておいた方がよろうと、こゝろふに思ひますが、その点についての当局の御意見をいま一度聞かしていただきたいと思ひます。

○後藤政府委員 港務局ないし港務管理者の活動いたします管理あるいは運営といふ点は、あくまでも施設の管理から發現するところのものなのであります。要するにこれは、通俗的に申し上げますれば、家主なり地主なりの立場から、その家なり土地なりが繁榮するといふ考へ方に立つての運営といふことになると思ひますので、利用と管理といふ点に、運営という意味のニュアンスも含めておるつもりで考へております。この点は実はいろいろデイスカスして見たのですが、なか／＼どうもはつきりした定義が出て来ません。それで第一條の点については、どこが大事な点であるか。ことに施設の管理

という点が、管理者なり港務局なりの大きな特質であるといふ意味で、利用と管理といふ意味に、運営という意味も含んだようにものを考へて、表現いたしましたわけでありませう。

○米窪委員 局長の御答弁はきかめてデリケートで、深い意味があるかどうか、その辺をくみとることができないのですが、私この業務の問題についてはこれ以上お尋ねしませんが、港務行政についても一つはつきり確かめておきたいことは、ポート・オーソリティーをつくるという目的は、一昨年、當時われ／＼が聞いたところによると、それは各港務の行政に対する内閣その他の政府の命令が、多岐にわたつておる。たとえばシッピングについては海運局、それから労働問題については労働省、土木の問題については今日の建設省、それから検査については厚生省、それから植物の検査については農林省、こゝろふに、各省ではみなそれ／＼出發機關を港務に持つております。そして命令が非常に多岐にわたつておる。これをいゝやうに一元化して、そこにポート・オーソリティーをつくつて、そこでもつて、内閣からそういう直接の命令は聞かずに、一切を處理する。ただ報告を總理大臣にする程度にとどまる。こゝろふに概括的な情報をお願いする。こゝろふにその概念がはつきり條文に出ておりませう。最初、一昨年ぐらゐにわれ／＼が聞いた情報、この法律をつくつた動機であり、かつ政府においてもそれがこれを實施する目的であるかどうか、この点を一應確かめたい。

○後藤政府委員 その点の御質問は、まことにわれ／＼の難問とするところ

をついていらつしやると思います。港灣というのは、御承知の通りにあらゆる政府機關の機能が働いておるところでありまして、税関、檢疫、または入出港の管理、貿易爲替管理、海事行政、こういうようなものがありまして、それらがおの／＼の立場に立つて港を舞台に働く、またそれを舞台にいたしまして、各種の事業が榮えておるわけがあります。理想といたしましては、そういう一種の内閣的な性質の管理形態ができるなら、われ／＼といたしましても非常なけつこうだという感じはいたすのでありますけれども、その間の有機的な連絡というようなものの立場は、やはり横の連絡よりも縦の連絡の方が強い。また切実である。もしもそこに不出ておる事務がたぐきんあるから、それだけを一つの頭の中に押し込むのだという意味だけでは、単なる實家にすぎなくなる。有機的に動くというところに初めて意味があるのでありますから、いわゆる港灣行政総体というか、港灣における行政な事務なり総体的な統轄ということは、いろいろ考えましたが、なかなかむずかしい問題であつて、遂にこの法案にも載り得なかつた。こういうことでありますので、必ずしもこれは各省の権限の争ひだというだけではなく、事務の性質、行政の性質から来るところのものではないかと今私は解釈いたして、ある意味では親急しておるわけがあります。

○米穀委員 後藤局長のただいまの御答弁によると、はつきりは申されておりませんが、それでは通関事務については大蔵大臣、あるいはその他の点については海運局、あるいは衛生事務については厚生大臣、そういった、およ

そ五つないし八つくらいは各省の出先機関が援つて来た港灣行政は、この港灣法が実施されても、依然としてそういう場合に各省から襄の命令が出て、横の連絡がない。旧態依然である。そういう状態を續けて、行くところれが考えてよろしゅうございますか。それとも幾分改善の余地があるかどうか。重ねてそれをお尋ねいたします。

○後藤政府委員　ただいまの御質問は、まことにその通りではないかと思います。しかしながらごく日常事務的なもので、管理者ないし港務局の機関を使つて便利なものは、事務の委任というような形態でもつて、将来も改善され得る余地は存しているのではなからうか、こう考えるわけでありませう。

○米窪委員　ただいまの局長の御答弁から、港灣行政は従来よりも特別に前進するものではないと承してよろしいですらうかと思ひます。そうなれば、港務局なり、あるいは港庁を設けるというわれわれの期待したものよりも、非常の点はせつかく港灣法ができたのに、その一番重要な動機がはずされておると私は考へます。

余期をあと四、五日しか余さない昨日これが上程されまして、しかもこれをまだ参議院へまわさなければならぬ。こういう状態にあつて、十分なる論議を尽す時間がない。さらに相当の修正が各関係者から出ておるにもかかわらず、その修正をするだけの準備もないように思われます。しかもこの会期は五月二日以上延期ができない状況にあるのでございまして、それらの諸條件を考慮に入れてお神ひいたすわけでありますが、

〔關公委員長代理退席、委員長着席〕

第四條に基いてポート・オーソリティーをつくる場合と、第三十三條に基いてポート・マネージング・ボディーをつくる場合と起り得るを思います。この場合において、もしこの第三十三條に基いてポート・マネージング・ボードをつくつた場合においては、すでに關係者から出されておる幾多の修正に對して、政府は臨時国会においてこれに應ずるお考えであるかどうか。その点をお尋ねします。

○後援政府委員 この法案によつて、十分な理想的な港灣行政の一体化ということが達せられないという意味の御意見であります。各省關係の縦に緊密なるものを、横になげ得なかつたという点はありませんけれども、港におのの責任体を置いて、その責任体が港の開港に對する全責任を帯びるのだ、これが従来の日本の港灣行政上において欠除してありましたところの、最大の欠点であります。それを完全に救つておるといふ点において、大きな飛躍ではなからうかと考えられます。その他の御非難の点は、まことにその通りの感じがいたします。

それから、この法案が非常に重要な法案で、なお關係者からも多くの修正意見を出されておるのに、会期迫つた際に出さざるを得なかつた点は、まことに申訳ないと思存しますが、この点は御了解をお願いしたいと思存します。今議院に御協賛をお願いして、次の臨時議會までの期間に、實際に當りまして得ました体験による不便でありますとか、不合理の点でありますとか、あるいはまたこれまでいろいろ／＼

改正の御要望のありました点も、十分にその際に審議していただきまして、われ／＼といたしまして、われ／＼の思うところを十分に述べさせていたくださりまして、国会の修正をいただくことはやぶさかでございます。

○米鑛委員 第四條によるポート・オリソリティーの形でもつて港務局が発足できない場合、すなわち三十三條のポート・マネーヅング・ボデーで、これがとりあえず実施されるという場合においては、われ／＼として一番心配するのは、十二條との関連であります。十二條は大体港務局のするべき業務の内容をきめておるのですが、当然三十三條で発足した場合でも、十二條を適用することをお認めになると思うのでございしますが、この場合において、関係者から十二條に対して相当なお修正が出ております。それは第一條において、先ほど局長の御説明があつたにかかわらず、運営という字が脱けておる關係上、業者の方からこういう修正が出ております。すなわち、港務局の管轄する港灣区域内における船舶入出港届の受理、錨地及び船席を指定すること、港務局が管轄する港灣区域及び臨港地区内における貨物の積みおろし、保管、荷さばき及び運送の改善、調整に関すること、こういうような修正意見が十二條に対して行われておるのであります。これは当然時目でもないよう、修正をこの国会においてする時間がないようであります。この精神は後藤港務局長においてお認めになつて行かれるのであるかどうか、この点をお尋ねするのが第一です。

それから第二の点は、臨時国会において、少くとも十二條においては、こ

の点を御改正になる御意思があるかどうか、これをお尋ねします。

○後藤政府委員　港務局ないし管理者の業務内容というものは、十二條に列挙いたしておりますが、今議會の御協賛を得ましたあと、臨時議會までの期間に時間がありますれば、この内容の運営にあたりましての不便であるとか、またこれが港灣における各種業者に対する影響がどうであるかという点も、一応の検討ができるのではないかと思います。そういう点におきまして、その修正の理由が十分ありますれば、もちろん修正するにやぶさかでないと思います。

○米窪委員　最後にお尋ねしたい点は、經理の点ですが、運輸大臣の御説明によりますと、このように港灣管理者が確立いたしますと、国としては國營港灣施設をこれに移管し、一定の工事については國がその費用を義務的に負担し、その他のものについても財政の許す範囲で補助し、また困難な港灣の工事は、國の保有する港灣建設力で経済的に仕上げる等、必要な助成策を講じておりますが云々という説明をされておりますが、これは滿灣法の原案の第一條の港灣の開発、利用及び管理の範圍にとどめておるのであつて、それを運営をして行く場合、すなわち事業の内容について、政府がこの管理者の事務費がもし不足した場合に補助をするものでない、こういうくあいには解決してよろしいのですかどうか。それをお尋ねいたします。

○後藤政府委員　港灣の經濟的な運営と申しますのは港灣の經營上におきまして、收入によつて一応まかなうべき原則をこの法案にうたつておるわけで

あります。なおこれはいろいろ港の状況によりまして、不足する場合もあり、また余ることもあると思うのであります。また、その性質につきましても、この法案には国の助成ということに規定してございせん。しかしながら管理事務のやりまます業務の中に、もし国の事務を委託するような場合には、当然それに要する経費のごときは、国でもつて負担するということになるのではなからうかと思つてあります。

然これを補助するものと法律的に考えますが、その解釈してよろしいかどうか、伺います。

○後藤政府委員 ただいま御指摘になりました各省の事務は、各省の出先機関がありますれば、おそれく自己の経費をもつて、自己の出先機関において行ふと思ひます。もしその事務の一部を管理者に委託するということになりますれば、当然それらの経費は、おのの系統の各省から支出すべきものだと考えます。

○米澤委員 横濱が今まで港務施設のたけに出資した金は、時価に見積つて二十二億四千万あります。神戸については、おそれくその三、四倍に達するだらうと思つております。昨日も参考人にそれをお尋ねしたのでありますが、これは当然常識上から言つて、ポート・オリソリティーができたときには、それに無條件で委託するということになると思ふのであります。この場合は、これを認める法律が必要であると同時に、その港務都市の議決を経なければならぬと思ひます。政府御当局としては、この場合におけるこの種の財産の委託に対しては、どういふお考えをお持ちでございませうか、その点を承りたいと思ひます。

○後藤政府委員 例を神戸港にとりますれば、神戸港の管理者は、かりにこれが港務局の形態をとるにいたしましたとしても、神戸市という地方公共団体の分身と同じことでありますれば、神戸市の持つておられます施設をそれに入れさせる。これが貸付であるか、あるいは委託であるか、あるいはまた純然たる管理外になるかということは、おそれく神戸市自身がおきめになることと思ひます。

○米澤委員 横濱が今まで港務施設のたけに出資した金は、時価に見積つて二十二億四千万あります。神戸については、おそれくその三、四倍に達するだらうと思つております。昨日も参考人にそれをお尋ねしたのでありますが、これは当然常識上から言つて、ポート・オリソリティーができたときには、それに無條件で委託するということになると思ふのであります。この場合は、これを認める法律が必要であると同時に、その港務都市の議決を経なければならぬと思ひます。政府御当局としては、この場合におけるこの種の財産の委託に対しては、どういふお考えをお持ちでございませうか、その点を承りたいと思ひます。

○後藤政府委員 例を神戸港にとりますれば、神戸港の管理者は、かりにこれが港務局の形態をとるにいたしましたとしても、神戸市という地方公共団体の分身と同じことでありますれば、神戸市の持つておられます施設をそれに入れさせる。これが貸付であるか、あるいは委託であるか、あるいはまた純然たる管理外になるかということは、おそれく神戸市自身がおきめになることと思ひます。

○米澤委員 横濱が今まで港務施設のたけに出資した金は、時価に見積つて二十二億四千万あります。神戸については、おそれくその三、四倍に達するだらうと思つております。昨日も参考人にそれをお尋ねしたのでありますが、これは当然常識上から言つて、ポート・オリソリティーができたときには、それに無條件で委託するということになると思ふのであります。この場合は、これを認める法律が必要であると同時に、その港務都市の議決を経なければならぬと思ひます。政府御当局としては、この場合におけるこの種の財産の委託に対しては、どういふお考えをお持ちでございませうか、その点を承りたいと思ひます。

○後藤政府委員 例を神戸港にとりますれば、神戸港の管理者は、かりにこれが港務局の形態をとるにいたしましたとしても、神戸市という地方公共団体の分身と同じことでありますれば、神戸市の持つておられます施設をそれに入れさせる。これが貸付であるか、あるいは委託であるか、あるいはまた純然たる管理外になるかということは、おそれく神戸市自身がおきめになることと思ひます。

○米澤委員 横濱が今まで港務施設のたけに出資した金は、時価に見積つて二十二億四千万あります。神戸については、おそれくその三、四倍に達するだらうと思つております。昨日も参考人にそれをお尋ねしたのでありますが、これは当然常識上から言つて、ポート・オリソリティーができたときには、それに無條件で委託するということになると思ふのであります。この場合は、これを認める法律が必要であると同時に、その港務都市の議決を経なければならぬと思ひます。政府御当局としては、この場合におけるこの種の財産の委託に対しては、どういふお考えをお持ちでございませうか、その点を承りたいと思ひます。

○後藤政府委員 例を神戸港にとりますれば、神戸港の管理者は、かりにこれが港務局の形態をとるにいたしましたとしても、神戸市という地方公共団体の分身と同じことでありますれば、神戸市の持つておられます施設をそれに入れさせる。これが貸付であるか、あるいは委託であるか、あるいはまた純然たる管理外になるかということは、おそれく神戸市自身がおきめになることと思ひます。

○米澤委員 横濱が今まで港務施設のたけに出資した金は、時価に見積つて二十二億四千万あります。神戸については、おそれくその三、四倍に達するだらうと思つております。昨日も参考人にそれをお尋ねしたのでありますが、これは当然常識上から言つて、ポート・オリソリティーができたときには、それに無條件で委託するということになると思ふのであります。この場合は、これを認める法律が必要であると同時に、その港務都市の議決を経なければならぬと思ひます。政府御当局としては、この場合におけるこの種の財産の委託に対しては、どういふお考えをお持ちでございませうか、その点を承りたいと思ひます。

いますが、その経費を払うという点、かなりむづかしい問題ではなからうかと思ひます。また国の施設をその管理者に渡すというところは、この法律にあります通りに、従来の負担の範囲において渡すということに一応なつております。負担外の国有物は、国有のまま貸し付けるか、あるいは委託するか、またその施設の性質によりますれば、そこばくかの料金なり利用金をとりまして、有償で設置させるかという点は、おのの施設の性質によつていろいろ違ふと思ひます。しかし港務局の経済が成立したぬように圧迫をするという考えは、国としてはなかつても、処置いたすことになると思ひます。

○米澤委員 なぜその質問を申し上げたかといふと、従来のように港務都市の形態で置くと、いわゆる陸上の行政区域の担当者である市の当局が市債を發行して、そのうちの幾分の施設の改善、あるいは事務の費用をまかなうことができるのですが、これがいわゆる港務管理者に移されたときには、市債を募集するということは非常に困難になつて来る。また事実できない場合においては、そういう財産を担保として金を借り入れなければならぬ。一方そういうのがポート・サービスも上つて行く。そういう場合においては、当然その資産を融資の対象にするというところが起つて来るだらうと思つております。その場合においては、政府としてはこれに対して何ら阻止をするというようないふことがないかどうか。その点をお尋ねいたします。

○後藤政府委員 その港務の拡張建設に對しましては、まづ多額な経費を要するわけになります。その点につきては、第三十條に「港務局は、港務施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、債券を發行することが出来る」とあります。これは地方自治法の制限は受けるのであります。が、こういう点におきまして、債券を發行して調達することもできるのであります。この事例を外國の港務、特に最近の文獻によるアメリカの港務を見ますと、相當大なる債券を實際に發行してゐるやうであります。

○米澤委員 私の質問はこれで終ります。

○尾崎(末)委員 ちよつと関連して、大体この法律案の解釈並びにその他のことにつきては、米澤委員から御質問があつて、政府の答弁においてはつきりいたしましたのであります。が、なおここにどういふようでありますか、重ねて一点だけ御質問申し上げておきたいと思つてあります。

第一條のことはもうつきりわかりました。第四條の「又は予定港務区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体」この地方公共団体というのを市町村、この訂正をしようという希望並びに意圖がわれ／＼にはあるのであります。それでは本国会を早く通そうという希望が達せられないと思ひます。われ／＼にそういう強い希望並びに意圖があるというところを御了承の上、將來適當の機会にこういう問題が起りましたときは、これに政府としても御賛成を願うといふ、そのことをあらかじめ御答弁を伺つておきたい。

それから第十二條は、現在の原案を暫定的に認めるけれども、政府は次期臨時国会において、五大港務都市または全國地方港務管理者協議会が提出をいたしました修正案の通り、第一に運輸省設置法、二に港則法の一部を改正する法律案を、われ／＼が提出をいたしました場合に、これに應じられるという御意向があるかどうか。その点をあらかじめ伺つておきたいと思つてあります。その点がつきりいたしましたらば、さつき申しました四條の地方公共団体というのを市町村と改めることも一応やめておきたい、こういう意圖なのであります。

○後藤政府委員 四條の第一項の改正につきては、そういうような状況の際には、改正に應ずることができると思ひます。十二條につきては、十分なデイスカッションもさらに必要ではなからうかと思ひます。もちろんその論議において改正すべきものがあるますれば、改正に應ずるにやぶさかではございせんが、なお多くの議論をする余地が残されておる。議論いたしました上そのままである、その通りであるということになりますれば、それで十分であります。十分はわれ／＼原案者としての意見もお聞きとりの上でもつて、御解釈を願つての修正でありますれば、応じ得ると思ひます。

○尾崎(末)委員 もとより質問を申し上げました趣意は、將來のことをここで確約をせよ、こういう意味ではないのであります。政府の方でもいろいろ御議論なさるし、われ／＼の方でもさつき申しました意圖があることをはつきりいたしました。これをわかれ／＼の委員会並びに国会において、われ／＼の今申し上げた意圖がその通りになつた場合に、これを修正するこ

○後藤政府委員 もとより質問を申し上げました趣意は、將來のことをここで確約をせよ、こういう意味ではないのであります。政府の方でもいろいろ御議論なさるし、われ／＼の方でもさつき申しました意圖があることをはつきりいたしました。これをわかれ／＼の委員会並びに国会において、われ／＼の今申し上げた意圖がその通りになつた場合に、これを修正するこ

とにやぶさかでないという態度を御表
明願えれば、それでけっこうなわけ
であります。

○後藤政務委員 その通りでありま
す。

○尾崎(末)委員 もう一点、先ほど米
室委員からこれも御質問になつたので
ありますが、当分の間いづゆる第三十
三條によつて管理者をつくつて行く、
こういうことについても御異議がない
か。

○後藤政務委員 これはまつたく地方
自治のお考えでありますから、われわ
れとしては、この点はいづれを選ぼう
とも干渉いたしません。

○尾崎(末)委員 きわめてはつきりい
たしましたから、これで質問を終りま
す。

○稲田委員 次は石野久男君。

○石野委員 非常に時間に追られてお
りますので、簡単に質問申し上げたい
と思ひます。

○稲田委員 ちよつと石野君の発言
中ですけれども、隣の部屋が明きまし
たから向うで観光小委員会を開くこと
にしましたので、観光委員の方は隣の
部屋へ——ここで発言なさる方はここ
へ残つて、発言なさらない方は向うへ
行つていただきます。

○石野委員 質問をいたします前に、
委員長にお願ひしておきたいことがあ
るのです。やはり運営につきましても
は、発言の順序を十分守つていただき
たいと考えるのでございます。よろし
くお願ひいたします。それから政府に
対しまして、われわれはいろいろな
問題点を持つておりますが、非常に
その提案がおそくなつておるために、
かえつて十分な検討もせられないいま

に、しかもいろいろと次期国会におけ
る修正を条件とする、あるいは前提と
するような討議が行われることなど
は、非常に立法府としまして満足ので
きないものがあるというところだけは、
付言申し上げたいと思ひます。

私はそういうような観点から、特に
時間を請めて御質問申し上げたいと思
ひます。第三節の港務局の組織の問題
でございますが、本法におきまして
問題点は各方面にあるのであります。け
れども、まつたく新しい一つの仕組み
方としましてこの委員会の構成は、
非常に重要であります。そういう観点
から第十六條に規定いたしております
第二項に、さきに岡田委員から質
問があつたのでありますけれども、
「希望のある者のうちから」という字
句があるのであります。この「希望の
ある者」というのは、非常に不明確き
わまる言葉であります。われわれは会
議あるいは委員会の民主的な運営をい
たす上から考えましても、この希望の
あることこそが、かえつて非民主化さ
せる一つの動機と、法的内容とを含ん
でおるものではないかというやうな考
え方を持つておるのであります。政府
としてはこれに対してどのような考
えを持つておられますか。

○後藤政務委員 「この希望のある」と
いふことは、言葉をいろいろと実
——速記をとめていただきます。

○稲田委員 ちよつと速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○稲田委員 速記を始めて——

○後藤政務委員 とにかく港務都市に
おきまして、港務にはんとうに理解を

持ち、また経験も持ち、深い関心を持
つ人のうち、だれでもというわけに参
りません。やはり十分な力のある人
選ぶという点におきまして、この希望
という表現を用いたわけでありま
す。はなはだ字句も練れておらぬやうな感
じもいたしますが、そういうふうに御
解釈を願ひたいと思ひます。

○石野委員 ただいまの御説明で、政
府の非常に苦衷のある事情はよくわか
るのでございますけれども、そのやう
な意図でありますならば、私はやは
りこの業務内容としていろいろ規定さ
れておること等とにらみ合せまして
も、また昨日の参考人などが要望して
おりました労働者関係の諸君などが、
当然この委員会に入るやうに、はつき
りした規定をつくつて置く方がよろし
くないのかということでございますが、
これはひとり労働者だけでござい
ませんので、この港務業務の運営にあ
たりましては、それに関係する諸君が
多数入ることがよろしい、こういうふ
うに考えます。そのやうな意味から言
いますと、知識、経験を有する者、ま
たは希望のある者の中からもということ
であるが、希望というよりも、むしろ
それを包括するやうな意味において
も、また今の労働者関係の代表者など
を入れるやうなことも、もう少し
し字義的に何か考へた方がよいのでは
ないかと考えますが、これに対する政
府の考えはどうでありますか。

○後藤政務委員 港務における労働者
の地位というものは、他の産業従事員
に比べますれば、特に大きな比重を持
つておると私は考へるのであります。
しかし各港とも、いろいろ特殊
な事情もあるのでありますから、ここ

に一律にある定義を与えてやるより
も、包括的な意味におきまして、定款
において、どういふ業種はどういふ方
面からやるというやうな、その実際の
行き方によつてやらなければならぬと
思ひますので、こまかい点はすべて定
款において、おの／＼の港務の特徴が
生じるやうに選んで決定した方がよい
という観点から、こういう表現を用い
たのであります。

○石野委員 この点は非常に私どもの
立場から重要でありますので、今一
度お尋ねしておきます。定款等にお
いてそういうことを規定したならばよ
しいということは、非常に聞きづら
しきましてはいない聞こえてありますけ
れども、実際にはなかなか行いにくい
という実情があることを、われわれし
ば考へるのであります。そのやうな
意味からいたしまして、私もやはり
法文の中にこういうことを明示した方
がいいと信じております。こういう点
について、いま一度政府の意見を聞
きしておきたい、こういうふうに思
つております。なおそれと同様に、第
七條の第一号におきまして、国会議員
または地方公共団体の議会の議員を除
くというところによつて、一応この港務局
というものは、経済行為をするところ
であつて、政治的な行為の場所ではな
いというところを明白にする一つの意図
が明示されておる。こういうふうに御
説明なさつておりました。しかし他面
から言いますと、行政官庁等の地方
公務員等においては、はつきりしたま
だ規定がここには明示されていない。
欠格条件の一つに入つていないのだと
いうことを言われております。私も
やはり政治的な条件がこの中に入ら

ないことを必要とするという意味はよ
くわかりますが、他面公務員関係の諸
君を、のほろ／＼に放しておるというこ
とによつて、弊害が生ずるのではない
かと思ひますけれども、当局はどうい
うふうにお考えになつておりますか。

○後藤政務委員 第一段の御質問の点
につきましては、先ほど申し上げまし
た通り、各港の／＼に特殊な事情が
ありまして、その定款に譲るというこ
と自体も、御指摘の通りなかなか困難
な点もございまして、なおさらそれ
を包括的にこの法案に業種を明らかに
出すという点には多くの困難を感じま
すので、できるだけ各港の実情に即
するやうに、その委員の選任というもの
に対するバック・グラウンドをはつき
りする方が適切ではなからうかと思
ひます。

第二段の公務員に関する限り、国家
公務員及び地方公務員に對しまして
は、公務員法の適用の範圍において、
あえて欠格になつておらぬのでありま
すが、公務員となりますれば、やはり
おの／＼その上長の許可もいふのであ
りまして、だれでもなれるというやう
な実情にはない。特に公務員法で縛
るまでもないと思ひますが、ここに公務
員の欠格条件を特にあげるまでもない
というつもりで、それを書いてないわ
けであります。

○石野委員 当局としても説明のしに
くい内容があるものと私は思つており
ます。それは意見にわたりますので、
それ以上のことは私申し上げません。
また他の委員会に出なくちやなりません
ので、最後に一つだけ政府にお尋ね
しておきたいと思ふ。この法案の全体
を含めて、原案の通り通過、成立せし

めることに、提出者の側としては非常に御努力のようでございます。しかもそのために、先ほどの衆議院等におきましては、次期の国会において、これに大きな修正が行われるということのお話合いもあり、ただいまはまた尾崎委員から、そういうことについて政府に同調される御意見も伺った。私はこのような条件のもとにおいて、この法案が新しく発足することについて、大きな疑義を持つてございしますが、この際政府に一つお尋ねいたします。

それはこの法案を通過させることによつて、地方自治団体がいろいろと利益をする面があり、経済的に利益をする面がありまして、他面非常に自治団体関係の間におけるトラブルもまた生ずることが予想されるわけでございします。そのことが、すなわち第三十三條に規定された内容において、当分の間はやつていただきたいというような意向が出て来る一つの原因にもなるのだらうと私は思ふのであります。こういうような経済的な利益と、それから政治的な諸問題と、ここにいわゆる地方自治団体間におけるところのめんどくさい、いろいろ問題が起ることとの兼ね合いについては、私はむしろ法案自体を今少し十分な検討を行つた上に実施する方が、当該地方団体のためにも、よい結果になるのではなからうかとも考えるのでございます。この点について当局としましては、なおそれにもかかわらず、あえて今日の段階でこの原案を通して置いた方がよろしいのだというような見通し等について、はつきりした所信のほどをひとつ聞かしていただきたいのであります。

○後藤政府委員　ちよつと速記をやめていただきたいのですが。

○稲田委員長　速記をやめてください。

〔速記中止〕

○稲田委員長　速記を始めてください。

○石野委員　ただいまのお話の趣旨は、私もよく承知しておるのでありますが、ただ問題になりますのは、先日地方の方々の御意見もありましたように、なか／＼予想されるようにスムーズに事が運ぶかどうかという点、当該地方団体等においては、関連地方団体との間に内訌している問題がある、こういうような点を私は心配するのでございします。この点がほんとうに円滑に処理されればついででございますけれども、その見通しについては、先ほど港務局長は、それはまったく地方自治体の間における問題であつて、われわれとしては干渉を加える気持はないとおしやつておりましたが、この点について当局としては、十分の見通しを持ち得られるかどうかという点をいま一度聞きたいと思ひます。

○後藤政府委員　この法案を通過いたしますと、すぐおわかりになると思ひますし、また大臣の提案説明にも申し上げました通りに、港務都市といいますが、関係の地方公共団体というものが、十分に自治の能力があるというところを前提として、その自治能力に信頼して、この法案を出すということでありまして、かりにその程度に至つてないにいたしましたも、こういう法案によつて処置いたしますところに、自治の能力の訓練もおのずから行われると思ひますし、幾分かのトラブルは、も

ちろんわれ／＼としても考え得られませうけれども、ほんとうにお互いの自治を尊重し合うという精神によつて協調して行くことを、深く希望しておるわけでありませう。

○石野委員　私の質問は一応これで本日はとりやめます。

○稲田委員長　明日午前中に、引続いて質疑を行うことにいたしましたので、本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時六分散会

昭和二十五年六月二日印刷

昭和二十五年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所